

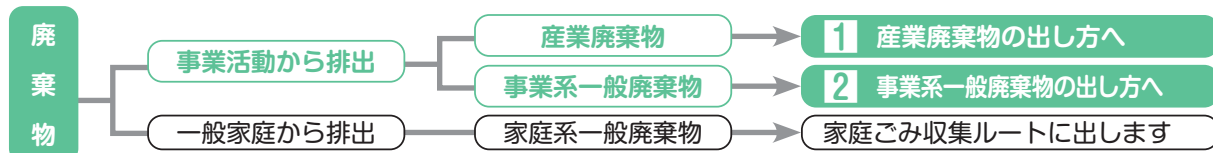
新宮町事業所のごみの出し方

事業ごみとは？

「事業ごみ」とは、家庭以外から出たごみすべてを指します。法人・個人・営利団体、量の多少に関わらず、会社・工場・商店・飲食店・官公署・学校・病院などの事業活動から排出されるすべての廃棄物（ごみ）のことです。

事業所から出る廃棄物（ごみ）は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分され、家庭ごみと同じようなごみ（従業員の個人消費によるものとして、飲食したびん・缶・弁当の容器・ペットボトル・食べ残したもの、事務用員印刷紙、雑誌など）などは、「事業系一般廃棄物」となります。

その他、法令で定められた20品目は「産業廃棄物」となります。



ごみの排出による事業者の責務

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条】

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2】

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号】

【新宮町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第17条、

新宮町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第8条第1項及び第2項】

●事業活動に伴って生じた廃棄物（ごみ）を、自らの責任において適正に処理しなければならない。

●事業活動に伴って生じた廃棄物（ごみ）の再生利用などを行い、その減量に努めなければならない。

●野外などで不法に廃棄物（ごみ）を焼却してはならない。

※不法投棄・野外焼却（野焼き）の違反行為をした場合、5年以下の懲役もしくは、1,000万円（法人は3億円）以下の罰金、またはその両方が科せられます。

●多量排出事業者などの責務

(1)事業用建築物の床面積の基準として、次の用途に供される部分の延べ床面積を3,000㎡以上有する建築物
〔興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館・美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館（ホテル）、学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む）〕

(2)専ら学校教育法第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ床面積が8,000㎡以上の建築物

(3)ごみ排出量による基準として、町の処理施設への搬入量が、年間36t以上、または月平均3t以上の事業所

●具体的責務

(1)廃棄物管理責任者を選任し、町長へ届け出る。（変更時と同じ）

(2)事業系一般廃棄物の減量などに関する計画書を毎年1回作成し、町長へ提出する。

(3)(2)の計画書に従って事業系一般廃棄物を減量する。

(4)再生可能なものを分別し、保管するための場所の設置に努める。

1 産業廃棄物の出し方

産業廃棄物の処理は町では行っておりません。法令で定められた次の20品目について、事業者が自己責任において適正に処理をしてください。

産業廃棄物の種類	業種限定なし	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず・コンクリートくず・陶器くず ⑮鋳さい ⑯がれき類(工作物の新築・改築・除去) ⑰ばいじん
	業種限定あり	⑦紙くず(建設業、紙製造業、出版業、製本業などの排出物) ⑧木くず(建設業、木材製造業などの排出物) ⑨繊維くず(建設業、繊維工場の排出物) ⑩動植物性残さ(食品・医療品・香料製造業の排出物) ⑪動物性固形不要物(と畜場・食鳥処理場の排出物) ⑫家畜ふん尿 ⑬家畜の死体(畜産農業の排出物)
	⑳ ①～⑱までの産業廃棄物を処分するために処理したもの	

産業廃棄物の処理についての問い合わせ先

(社)福岡県産業資源循環協会 電話 (092) 651-0171

2 事業系一般廃棄物の出し方

可燃ごみ |||||

① 町の一般廃棄物収集運搬許可業者と個別契約をして出す

新宮町から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者と契約（収集運搬費の負担）をし、事業所用の可燃ごみ指定袋に入れて出す方法です。袋の代金には処分費の一部が含まれています。

※収集日や排出場所は業者と直接協議してください。

※指定袋に入らない可燃粗大ごみは業者との臨時的個別契約により出してください。

収集運搬許可業者

福岡衛生工業株 電話 (092) 963-4423

※法令に基づき町が一般廃棄物の収集運搬業の許可をしている業者です。

一部の例外を除き、許可業者以外に一般廃棄物の収集運搬を委託することは違法です。



事業所用可燃ごみ指定袋

事業系一般廃棄物のうち、可燃ごみはすべてこの袋に入れてください。
袋に入れていないものは収集されません。

種 類	金 額	容 量	大きさ（縦×横）
事業所用可燃ごみ指定袋（大）	1,050円(10枚)	70ℓ/枚	約90cm×80cm
事業所用可燃ごみ指定袋（小）	730円(10枚)	45ℓ/枚	約80cm×65cm

※事業所用可燃ごみ指定袋は、令和2年3月現在、新宮町商工会・ナフコ福岡東店（トライアル横）で販売しています。

※新宮町役場窓口では販売しておりません。

② 自分で古賀清掃工場に直接持ち込む

事業者が自ら古賀清掃工場へ搬入する方法です。

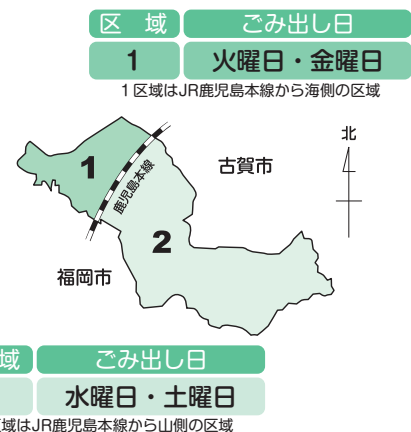
搬入場所	古賀清掃工場 所在地：古賀市筵内1970番地1 電話：(092) 942-1530
搬入日時	月曜日～土曜日（日曜・祝日・年末年始は除く）13:00～16:30
料 金	10kgを1単位とし10kg毎に170円
搬入方法	①次のとおり分別してください ●可燃ごみ ※枝、木、柱などは直径20cm×長さ100cm以下のもの、ベニア板などは厚さ1.5cm×幅90cm×長さ1.8m以下のものに限ります。 ●不燃ごみ（缶類・金物類・びん類・ガラス類・ペットボトルの5品目に分別） ※缶類・びん類・ペットボトルは中身を空にして出してください。 ②清掃工場の受付で搬入物の確認がしやすいよう、また、運搬中に飛散することのないように積載してください。 ※町の可燃ごみ指定袋を使う必要はありません。 ③清掃工場職員の案内に従い受付を済ませ、ごみの種類ごとに所定の場所に降ろしてください。
そ の 他	○事業所の所在地が確認できるもの（納税証明・水道料金領収書など）をお持ちください。 ○産業廃棄物、処理困難物などは搬入できません。

③ 町指定の家庭用可燃ごみ袋（茶褐色）で出す

次の条件を満たす事業者は、事前に役場環境課との協議が整えば、家庭用の町指定の可燃ごみ袋（茶褐色）を使用して排出することができます。

条 件

- 可燃ごみの量が、1週間に町指定の可燃ごみ袋が3袋以下、かつ、30kg以下であること。
- 可燃ごみを出す日は、JR鹿児島本線を境に海側の区域を1区域、山側の区域を2区域とし、
1区域→火曜日・金曜日
2区域→水曜日・土曜日
各曜日の朝7時までに収集ルート沿いに
出してください。



※町指定の可燃ごみ袋の表にマジックで、事業所名を必ず記載してください。

※袋数が週3袋を超えたり、缶、びんなどの不燃物が混入していたり、町指定の可燃ごみ袋に事業所名の記載がないものは収集しません。

不燃ごみ

※分別収集や公設分別ステーションには出せません。粗大ごみ処理シールを貼って出すことはできません。

④ 町の一般廃棄物収集運搬許可業者と個別契約をして出す

新宮町から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者と契約（収集運搬費の負担）して、出す方法です。町指定の不燃ごみの袋はありませんので、収集日や排出方法などは業者と直接協議してください。

- 缶類・金物類・びん類・ガラス類・ペットボトルの5品目に分別する。
- 缶類には、アルミ・スチールのマークがついているもので飲料用の缶。
- びん類には、飲食用のみ。それ以外のものは、ガラス類へ出してください。
- 缶類・びん類・ペットボトルは、中身を空にして出してください。

※業者はP2の「①町の一般廃棄物収集運搬許可業者と個別契約をして出す」を参照してください。

⑤ 自分で古賀清掃工場に直接持ち込む

事業者が自ら古賀清掃工場へ搬入する方法です。

詳細はP2の「②自分で古賀清掃工場に直接持ち込む」を参照してください。



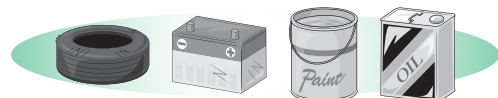
古賀清掃工場で処理できないもの

次のものは、古賀清掃工場で処理できません。購入先に引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼してください。
揮発物・危険物など……………プロパンガスボンベ・火薬・ガソリン・灯油・

シンナー・消火器（中身が空のものを除く）など



タイヤ・廃油など……………タイヤ・バッテリー・塗料・
オイル交換後の廃油など



大型機具機材など……………自動車（部品含む）・自動車二輪車（部品含む）・
農機具・ボイラー・太陽熱温水器など



劇毒物・薬品など……………農薬・薬品など



特別管理一般廃棄物……………PCBを使用した部品・ばいじん・感染性一般廃棄物など

3 主な事業系ごみの分別

種別	品 目	ごみの分別方法の例		備 考
産業廃棄物	プラスチック類	トレー、ビニール袋、発泡スチロール、緩衝材類など		●産業廃棄物処理業者に依頼して、適正処理してください。 ※従業員が飲食した飲食物容器は、事業系一般廃棄物です。分別して適正に処理してください。
	缶	食材、調味料などが入っていた容器		
	びん	食材、調味料などが入っていた容器		
	ペットボトル	食材、調味料などが入っていた容器		
	金属類	刃物類、スプレー缶、金具類など		●産業廃棄物処理業者に依頼して、適正処理してください。
	ガラス・陶磁器類	コップ等のガラス類、陶器類、蛍光管、電球など		●産業廃棄物処理業者に依頼して、適正処理してください。
	電池	乾電池、ボタン電池、充電電池など		●産業廃棄物処理業者に依頼して、適正処理してください。
	家電製品	家電リサイクル法で定められている品目 【冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機】		●法律により、リサイクルが義務付けられていますので、販売店、メーカーなどにお問い合わせし、適正に処理してください。
		家電リサイクル法で定められていない家電製品		●産業廃棄物処理業者に依頼するか、販売店、メーカーなどにお問い合わせし、適正に処理してください。
その他	机、椅子、ロッカーなど（木製品+を除く）		●産業廃棄物処理業者に依頼して、適正処理してください。	
一般廃棄物	生ごみ	食品の食べ残し、売れ残り、調理残さなど	可燃ごみ	※食品製造業などの特定の事業活動に伴うものは産業廃棄物です。 ●食品関連事業者は、食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。
	燃やすごみ	汚れてリサイクルができない紙ごみ、従業員が飲食した際の弁当容器など	可燃ごみ	※商品の売れ残りなどのプラスチック製容器は産業廃棄物として処理してください。
	古紙	新聞、雑誌、段ボール、OA紙など	再生利用が可能なもの →できるだけリサイクルへ 再生利用が不可能なもの →可燃ごみ	●種類ごとに分別し、古紙のリサイクル業者に依頼してリサイクルするか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してリサイクルしてください。
一般廃棄物／産業廃棄物	木くず	剪定枝、木製品、木製パレットなど	可燃ごみ	※建設業や木製品製造業などの特定の事業活動を伴う場合の木くず等は産業廃棄物です。また、貨物の流通のために使用したパレット、物品賃貸業から発生した家具類も産業廃棄物です。
	古布類	不要になった作業着、制服など	可燃ごみ	※建設業や繊維工業などの特定の事業活動を伴う場合の古布（繊維くず）は産業廃棄物です。

問い合わせ先 新宮町役場環境課 TEL (092) 963-1732